

環境対応ディーゼル車助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）会員事業者が、環境対策事業の一環として低公害な環境対応ディーゼル車を導入する場合に、助成金を交付し、環境保全対策に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 当該年度に事業用（緑ナンバー）として、環境対応ディーゼル車を新たに導入した会員とする。

2. 導入形態は、買取り・リース・割賦・手形等も含めるものとする。

(対象車種)

第3条 対象とする車種は次の通りとし新車とする。

① ポスト新長期規制適合車

識別記号1桁目 L、M、R、Q、S、T で始まる3桁の車両

2. 1社の補助対象台数は1台とする。なおトラクタとトレーラについては、セットで導入する場合は1台として計算する。

(助成期間)

第4条 実施期間は、平成29年4月1日から平成30年2月末日までに登録し代金の支払いが完了した車両とする。

(助成金額)

第5条 上記の条件に適合する車両を導入した場合は、次の計算式で算出した金額を助成する。

購入価格 × 0.8% = 助成額

(1万円未満の端数は切り捨てとします)

2. 購入価格の上限を2,000万円とし、消費税と諸費用を含めます。

3. 下取車は、現金とみなして計算します。

4. リース、割賦等についてはその総額を対象とします。

(助成方法)

第6条 助成を受けようとする場合は、事前に「環境対応ディーゼル車導入助成金交付申請書（事前申請）」に所要事項を記入のうえ秋ト協へ提出す

る。

(助成金の交付請求)

第7条 導入が完了したときは、「環境対応ディーゼル車導入助成金交付申請書(実績報告書・助成金請求書)」により秋ト協へ申請しなければならない。

2. 前項の定める請求書には、請求書、領収書、リース・割賦の場合は契約書、車検証の各写しを添付しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合にその内容を審査し適正と認めときは助成金を交付する。

(処分の制限)

第9条 会員は、助成金を受けた機器を導入の日から5年間は譲渡、廃棄貸付または担保の用に供してはならない。ただし、秋ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成の制限)

第10条 この助成金について、近代化基金融資制度の残高がある場合はこの制度を利用できません。

2. 国の補助金として、低炭素型ディーゼルトラックを対象とした補助金(10万円以上～75万円以内)を、法人として1両以上受けた場合は制度を利用できません。この補助金については、申請時点において判断します。

《附則》

1. この要綱は平成23年4月1日から実施する。
2. 平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
6. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
7. 平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。